

令和 8 年 川 辺 町 議 会 第 2 回 定 例 会

令和 8 年 6 月 3 日（水）午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4（報告第 1 号）	令和 7 年度川辺町一般会計及び川辺町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書
日程第 5（報告第 2 号）	令和 7 年度川辺町下水道事業会計予算繰越計算書
日程第 6（承認第 4 号）	専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》
日程第 7（承認第 5 号）	専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》
日程第 8（同意第 2 号）	川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件
日程第 9（同意第 3 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 10（同意第 4 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 11（同意第 5 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 12（同意第 6 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 13（同意第 7 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 14（同意第 8 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 15（同意第 9 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 16（同意第 10 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 17（同意第 11 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 18（同意第 12 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 19（同意第 13 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 20（同意第 14 号）	川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件
日程第 21（議案第 22 号）	川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第 22（議案第 23 号）	川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例
日程第 23（議案第 24 号）	川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第 24（議案第 25 号）	川辺町第 6 次総合計画基本構想を定めることについて
日程第 25（議案第 26 号）	令和 8 年度川辺町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 26（議案第 27 号）	令和 8 年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 27（議案第 28 号）	令和 8 年度川辺町下水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 28（議案第 29 号）	令和 8 年度川辺町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（９名）（欠席者なし）

議 長 佐伯 雄幸	副議長 石原 利春	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	4 番 桜井 真茂
6 番 巖 敬一郎	7 番 市原 敬夫	9 番 櫻井 芳男

地方自治法第 121 条による出席者

町 長	木下 宙	副町長	重本 佳明
教育長	川上 二郎	参事兼総務課長	鈴木 秀樹
参事兼上下水道課長	渡辺 英樹	会計管理者兼会計室長	林 正和
企画課長	田口 将隆	税務課長	渡辺 保彦
住民課長	井戸 績	健康福祉課長	井戸 陽子
産業環境課長	平岡 善伸	基盤整備課長	西田 吉文
教育支援課長	渡邊 明弘	生涯学習課長	佐伯 毅彦

事務局職員出席者 議会事務局長 横田 博生

（開会 午前 9 時 30 分）

◎議長（佐伯雄幸君） 皆さん、おはようございます。

令和 8 年川辺町議会第 2 回定例会が招集され、ご案内を申しあげましたところ、出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、ただいまから、令和 8 年川辺町議会第 2 回定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会にあたり、注意事項を申し上げます。

マスクの着用については各自の判断としますが、環境衛生上自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、適宜休憩を設ける場合がありますので皆様のご協力をお願いいたします。

招集者の町長からの挨拶があります。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和 8 年川辺町議会第 2 回定例会の開会をお願いいたしましたところ、議員の皆さま方には、公私にわたりお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々、町政の推進に格別なるご尽力を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

私が町長として初めてこの議会定例会に臨んでから、早いものでちょうど一年が経過いたしました。この一年間、町政運営にあたりましては、議員各位をはじめ、町民の皆様から多くのご理解とご協力をいただきましたこと心より感謝申し上げます。

引き続き、町政運営に全力で取り組んでまいり所存でございますので、皆様には変わらぬご理解とご協力、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日台風の接近も心配されましたが、まさにこれから本格的な出水期を迎えるにあたり、防災・減災への備えをより一層強化していかなければならない時期となりました。今回の台風も含め、近年、全国各地で地震や豪雨による大規模災害が頻発しており、記録的な大雨により各地で浸水被害が発生するなど、自然災害の脅威を改めて認識させられています。

本町におきましても、住民の皆様の生命と財産を守ることを最優先に、防災体制の強化に取り組んでおります。防災訓練の実施、防災資機材の整備、避難所環境の充実などを進めるとともに、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう、関係機関との連携をさらに深めてまいります。

それでは、本定例会にご提案いたしております議案は、報告案件2件、承認案件2件、人事案件13件、条例案件3件、予算案件4件、その他案件1件の計25案件でございます。どうか慎重にご審議賜り、格別のご理解によりご決定賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 本日の議事日程は、お手元にお配りしましたとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号9番 櫻井芳男君及び1番 井戸三兼君の2名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る5月28日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から12日までの10日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの10日間とすることに決定いたしました。

それでは、議案等の審議については、第2回定例会会期日程のとおり行いますので、よろしくお願いいたします。

日程第3「諸般の報告」を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり「令和8年3月23日川監第32号」、「令和8年4月22日川監第1号」、「令和8年5月19日川監第3号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書の原本は、議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「令和7年度川辺町一般会計及び川辺町介護保険特別会計 繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 本件についての説明を求めます。参事兼総務課長 鈴木秀樹君。

◎参事兼総務課長（鈴木秀樹君） 報告第1号について説明した。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で報告第1号は終了しました。

日程第5、報告第2号「令和7年度川辺町下水道事業会計予算 繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。参事兼上下水道課長 渡辺英樹君。

◎参事兼上下水道課長（渡辺英樹君） 報告第2号について説明した。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。以上で報告第2号は終了しました。

日程第6、承認第4号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。税務課長 渡辺保彦君。

◎税務課長（渡辺保彦君） 承認第4号について説明した。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって承認第4号「専決処分について承認を求める件《川辺町税条例の一部を改正する条例》」は承認することに決定いたしました。

日程第7、承認第5号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」を議題といたします。本件についての説明を求めます。住民課長 井戸績君。

◎住民課長（井戸績君） 承認第5号について説明した。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから承認第5号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを承認することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号「専決処分について承認を求める件《川辺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例》」は承認することに決定いたしました。

日程第8、同意第2号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 同意第2号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」についてご説明いたします。

固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法及び川辺町固定資産評価審査委員会条例に基づき、3名の委員の方々に職務に当たっていただいております。そのうちのお1人でございます佐藤雅彦氏におかれましては、令和8年8月8日をもって任期が満了となります。佐藤雅彦氏は委員として誠に適任であり、引き続き同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。同氏の経歴につきましては、お手元の資料の通りでございます。なお、任期につきましては、令和11年8月8日まででございます。

以上、よろしくご審議のうえ、同氏の選任につきましてご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第2号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第2号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

日程第9、同意第3号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」から日程第19、同意第13号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」までの11件を一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 同意第3号から同意第13号まで一括してご説明申し上げます。

いずれの同意案件につきましても、現在の農業委員の任期が、令和8年7月19日をもって満了することに伴い、新たな農業委員を任命するため、議会の同意をお願いするものでございます。

はじめに同意第3号から同意第5号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」につきましてご説明申し上げます。なお、同意第3号から同意第5号につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定による、認定農業者を農業委員会委員として任命したく、同法第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第3号

氏 名 小栗宗治氏

住 所 川辺町中川辺1342番地

生年月日 昭和25年1月20日

同意第4号

氏 名 牧田加津己氏

住 所 川辺町比久見 1 4 2 6 番地 1

生年月日 昭和 3 6 年 1 1 月 1 7 日

同意第 5 号

氏 名 大谷信雄氏

住 所 川辺町西栃井 4 1 6 番地 1

生年月日 昭和 2 5 年 1 1 月 3 0 日

次に同意第 6 号から同意第 1 2 号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」につきましてご説明申し上げます。なお同意第 6 号から同意第 1 2 号につきましては、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

同意第 6 号

氏 名 栗畑由美子氏

住 所 川辺町中川辺 1 1 0 0 番地 3

生年月日 昭和 3 1 年 5 月 3 日

同意第 7 号

氏 名 三宅信之氏

住 所 川辺町下川辺 4 3 6 番地 6

生年月日 昭和 2 9 年 1 1 月 2 5 日

同意第 8 号

氏 名 加藤宏幸氏

住 所 川辺町鹿塩 1 6 1 4 番地 1 3

生年月日 昭和 2 9 年 5 月 1 5 日

同意第 9 号

氏 名 山田浩氏

住 所 川辺町下飯田 5 5 番地

生年月日 昭和 3 0 年 2 月 1 8 日

同意第 1 0 号

氏 名 所雅子氏

住 所 川辺町比久見 3 3 5 番地 1

生年月日 昭和 2 7 年 4 月 1 1 日

同意第 1 1 号

氏 名 馬場誠氏

住 所 川辺町下吉田 6 5 0 番地 1

生年月日 昭和 2 8 年 8 月 2 6 日

同意第 1 2 号

氏 名 長谷川浩氏

住 所 川辺町下麻生 2 6 7 番地 2

生年月日 昭和 2 6 年 6 月 1 8 日

次に、同意第 1 3 号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」につきまして、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第6項の規定による農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものを、農業委員会委員として任命したく同法第8条第1項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

氏 名 岩井恭子氏

住 所 川辺町中川辺1396番地3

生年月日 昭和49年3月21日

なお、任期につきましては令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間でございます。

以上、よろしくご審議のうえ、同意第3号から同意第13号の農業委員の任命につきまして、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論、採決は個々に行います。最初に同意第3号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第3号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第4号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第4号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第4号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第5号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第5号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第5号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第6号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第6号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第6号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第7号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第7号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第7号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第8号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第8号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第8号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第9号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第9号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第9号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第10号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第10号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第10号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第11号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第１１号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第１１号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第１２号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第１２号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第１２号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

次に同意第１３号の討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから同意第１３号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第１３号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

ここで議場内喚起のため休憩に入ります。再開時間を１０時４０分と定め、休憩といたします。

（休憩１０：３０～１０：４０）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

日程第２０、同意第１４号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題といたします。地方自治法第１１７条の規定により、平岡正男君の退場を求めます。

（平岡正男君 退場）

◎議長（佐伯雄幸君） 本件についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 同意第１４号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」につきましてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第８条第６項の規定による、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しないものを農業委員会委員として任命いたしたく、同法第８条第１項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

氏 名 平岡正男氏

住 所 川辺町石神９１４番地

生年月日 昭和２０年６月１８日

なお、任期につきましては、令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間でございます。以上、よろしくご審議の上、農業委員の任命につきましてご同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから同意第14号を採決いたします。お諮りします。本件については、原案のとおり同意すること、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって同意第14号「川辺町農業委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。平岡正男君の入場を求めます。

（平岡正男君 入場）

◎議長（佐伯雄幸君） 平岡正男君に報告いたします。ただいま農業委員会委員に同意されました。ご苦労様でございますがよろしくお願いいたします。

◎議長（佐伯雄幸君） 日程第21、議案第22号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」、日程第22、議案第23号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」、日程第23、議案第24号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の3件を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第22号から議案第24号まで一括してご説明申し上げます。

はじめに議案第22号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における選挙公営の単価が改正され、公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についても、所要の改正を行うものでございます。

次に議案第23号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、令和8年3月の区長会において区長会長は置かないこととされました。そのため条例で定める川辺町空き家等対策協議会において、委員構成である区長会長を削除するものでございます。

次に議案第24号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における、葬祭補償の定額部分の

額が改定がなされたことに伴い、川辺町消防団員等公務災害補償条例についても、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第22号から議案第24号につきまして、一括して説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号から議案第24号までの3件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。異議なしと認めます。したがって、議案第22号から議案第24号までの3件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第24、議案第25号「川辺町第6次総合計画基本構想を定めることについて」を議題といたします。本案について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第25号「川辺町第6次総合計画基本構想を定めること」について、ご説明申し上げます。本案は令和9年度から10年間の川辺町の行政運営の指針となる基本構想を定めるものです。

川辺町に限らず、少子高齢化や人口減少、また人々の価値観の多様化が進む中、持続可能な地域社会の維持と、町民一人一人のウェルビーイングの向上が重要な課題となっております。

このため第6次総合計画では、「自然とともに誰もが安心して暮らせるまち」「緑溢れるふるさとで笑顔が繋がる」を町の新たな将来像として掲げ、この実現に向け、「みんなが幸せに暮らせるまちづくり」など5つの基本目標のもと子育て支援や防災、デジタル化などの施策を総合的に推進して参ります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25、議案第26号「令和8年度川辺町一般会計補正予算(第1号)」、日程第26、議案第27号「令和8年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第1号)」、日程第27、議案第28号「令和8年度川辺町水道事業会計補正予算(第1号)」、日程第28、議案第29号「令和8年度川辺町下水道事業会計補正予算(第1号)」の4件を一括議題といたします。本案について説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第２６号から議案第２９号、各会計の補正予算案件につきまして、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第２６号「令和８年度川辺町一般会計補正予算（第１号）」につきましては、既定の予算額から７，９９２万６，０００円を減額し、予算総額を５６億２，３０７万４，０００円とするものでございます。

地方債補正では町道新設改良事業及び、川辺西タウン改修事業を変更するものでございます。

主な補正の内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の減額補正の他、中東情勢の影響によるゴミ袋作成費や、農業担い手育成支援事業として県補助金を活用した地域農業構造転換支援事業補助金、給食センター車庫シャッターの修繕費など、増額補正しております。また、町道新設改良事業等の財源として、国から交付されます社会資本整備総合交付金、防災安全交付金の内示に伴い、財源並びに事業費の見直しに係る補正額を計上しております。なお、今回の補正に伴う財源の余剰分は、歳入の繰入金の減額で対応させていただいております。

次に、議案第２７号「令和８年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第１号）」につきましては、既定の予算額に、２２７万９，０００円を減額し、予算総額を１０億９８２万３，０００円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動に伴う人件費を減額し、これに伴う歳入は繰越金の減額で対応させていただいております。

次に、議案第２８号「令和８年度川辺町水道事業会計補正予算（第１号）」につきましては、収益的収入及び収益的支出で１１０万８，０００円。資本的収入及び資本的支出で３６万２，０００円をそれぞれ増額するものでございます。

補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費について補正するものでございます。

最後に、議案第２９号「令和８年度川辺町下水道事業会計補正予算（第１号）」につきましては、収益的収入及び収益的支出で１万２，０００円を減額。資本的収入及び資本的支出で、７１万円を増額するものでございます。

補正内容につきましては、人事異動に伴う人件費について補正するものでございます。

以上、議案第２６号から議案第２９号につきまして一括して説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２６号から議案第２９号までの４件につきましては総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２６号から議案第２９号までの４件につきましては総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、６月４日から６月１１日までの８日間を休会といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、6月4日から6月11日までの8日間を休会とすることに決定いたしました。以上で、本日の日程は全て終了しました。

次回は、6月12日、金曜日、午前9時30分からの再開いたします。本日はこれで散会いたします。皆さん大変ご苦勞様でした。

（閉会 午前10時56分）

令和 8 年 川 辺 町 議 会 第 2 回 定 例 会

令和 8 年 6 月 1 2 日（金）午前 9 時 3 0 分開会

日程第 1	一般質問
日程第 2（議案第 2 2 号）	川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3（議案第 2 3 号）	川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例
日程第 4（議案第 2 4 号）	川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第 5（議案第 2 5 号）	川辺町第 6 次総合計画基本構想を定めることについて
日程第 6（議案第 2 6 号）	令和 8 年度川辺町一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 7（議案第 2 7 号）	令和 8 年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 8（議案第 2 8 号）	令和 8 年度川辺町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 9（議案第 2 9 号）	令和 8 年度川辺町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議事日程（第 2 号の追加 1）

追加日程第 1（議案第 3 0 号）	令和 8 年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
追加日程第 2	議会運営委員会の閉会中の継続調査

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（9 名）（欠席者なし）

議 長 佐伯 雄幸	副議長 石原 利春	1 番 井戸 三兼
2 番 平岡 正男	3 番 奥田 哲也	4 番 桜井 真茂
6 番 巖 敬一郎	7 番 市原 敬夫	9 番 櫻井 芳男

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

町 長	木下 宙		
教育長	川上 二郎	参事兼総務課長	鈴木 秀樹
参事兼上下水道課長	渡辺 英樹	会計管理者兼会計室長	林 正和
企画課長	田口 将隆	税務課長	渡辺 保彦
住民課長	井戸 績	健康福祉課長	井戸 陽子
産業環境課長	平岡 善伸	基盤整備課長	西田 吉文
教育支援課長	渡邊 明弘	生涯学習課長	佐伯 毅彦

欠席者

副町長	重本 佳明
-----	-------

事務局職員出席者 議会事務局長 横田 博生

(開会 午前9時30分)

◎議長(佐伯雄幸君) 皆さん、おはようございます。

休会を閉じ、会議を再開いたします。本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。再開にあたり、注意事項を申し上げます。自席で発言される場合は、着座にて行って下さい。また、議場内の換気のため休憩を設ける場合がありますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は、一問一答方式で行い発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内といたします。

一般質問に対する答弁は、登壇して行ってください。再質問に対する答弁は、自席から着座にて行ってください。それでは一般質問を始めます。議席番号3番 奥田哲也君。

◎3番(奥田哲也君) 議長より発言の許可を頂きましたので議席番号3番奥田哲也が一般質問を始めます。本日は川辺西小学校の6年生の生徒の皆さんが議会を見学、傍聴に見えております。

今日の傍聴を通じて、議会に対して何かを感じ、そして少しでも興味関心を持って帰っていただけたらと思っております。今日質問をすることは決して西小の生徒の皆さんがお見えになるからではなく、偶然川辺町立川西小学校の防犯・安全警備体制について木下町長にお尋ねをいたします。

現在、川辺町内には3つのこども園、3つの小学校、1つの中学校、そしておおぞら教室、4つの放課後児童クラブがあります。

先日、川辺海洋センターの放課後児童クラブを除く各施設を現状把握と問題点の抽出を目的に視察をさせていただきました。

その結果、川辺西小学校以外の施設につきましては概ね四方をネットフェンスもしくは植栽等に囲まれ、防犯カメラにつきましては一部プール、門などに不足だと感じる点はございましたが、ほぼほぼ合格だと自己評価を致しました。ただあくまでも私の個人採点であります。

それに比べ川辺西小学校については、かなりの不安、不満、更に緊急性を持った対策が必要だと感じました。具体的に申し上げます。

- ① 学校の東側、旧川辺町役場前がほぼフルオープン状態で誰でもいつでも造作なく学校内に入ることができてしまいます。
- ② 第1こども園、体育館の周辺も上記と同様な状態で、誰でも入れる状態です。
- ③ さらに校舎の北側、これはプールの周辺でございますが、周囲の民地と全く隔離がされておらず、やはり上記同様出入りが自由であります。
- ④ これは今現在、校舎の東端にすでに防犯カメラが1台設置してありますが、そのカメラの方向が西の方角を見ておりまして、校舎側は映るんですが、肝心の駐車場側は無警戒状態であります。

⑤ 総体的に防犯カメラの数が少なく、校庭の東側、南側につきましては補充が絶対に必要だと感じました。

そこで、お尋ねをいたします。本来、防犯カメラの管理につきましては総務課が、学校関係のことにつきましては教育支援課がそれぞれ担当されておりますが、学校関連の事案につきましては現在、小学校の校舎の建て替え、学校統合、義務教育学校化等の課題がございますので、総合的な判断・考え方が必要だと私自身判断をし、町長に西小学校の防犯・安全対策に対するお考えを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、奥田議員のご質問にお答えいたします。

この度は町内の教育施設をご視察いただき、現場に即した貴重なご提言をいただきましたことに、御礼を申し上げます。

西小学校の防犯体制に対し、「緊急性を持った対策が必要」とのご指摘をいただきました。子どもたちの安全を守ることにについては、まさに最優先事項であり、早急の対応を検討させていただきます。

まず、ご指摘の1から3の「敷地がフルオープンで誰でも出入りができる状態」という点についてです。

西小学校、および隣接する第1こども園、体育館周辺、校舎北側のプール周辺において、周囲の民地や道路との隔離が不十分であり、侵入が容易であるという現状を防犯上の脆弱性として確認いたしました。近年全国で発生している学校侵入事件等を鑑みますと、物理的な「境界の明示」と「心理的侵入障壁」を設けることは不可欠でございます。

次に、4および5の「防犯カメラの死角、および設置台数の不足」についてです。校舎東側職員玄関前、学校敷地の南側への増設の必要性についても、議員のご指摘の通りでございます。防犯カメラは、事後の証拠能力だけでなく、犯罪を未然に防ぐ「抑止力」として極めて高い効果を発揮します。現在の設置状況が、広大な敷地をカバーするに足りていないという点については、改善が必要です。

現在は、学校再編について検討中ではありますが結論を待つ間も、現在の学校に通う子どもたちの安全を守るため、今そこにある危機に対しては、即時、対応が必要であると考えます。

そこで、今後の具体的な取り組みは、西小学校のほか東小学校、北小学校及び中学校につきましても、教育支援課および総務課、そして各学校とも緊密に連携し、緊急性の高い防犯カメラの増設および死角の解消に向け、カメラの画角調整や台数の見直しを検討し、早急な実施をいたします。また、西小学校の敷地境界がオープンになっている部分への対策については、暫定的な侵入防止策や地域での見守り活動と、万が一の際、校舎への侵入を防ぎ、避難する時間を少しでも稼ぐ、『命を守るための訓練』の実施など、学校や地域の皆さまとご相談しながら、今できるハード・ソフト両面の対策を早急に検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

◎3番（奥田哲也君） 議長。所見を述べて、質問を終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎3番（奥田哲也君） 子供はその地域の宝であり、財産です。また、非力です。自然を愛し、安全で住みよいまちづくりは町全体の目標であります。

また国の動向の中に、wellbeingへの取り組みも語られており、大きな意味では、その一環であると考えます。ただいま町長のご答弁された具体的な対策の早期実行を、重ねてお願いをして、質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で奥田哲也君の一般質問を終わります。ここで休憩に入りたいと思います。再開時間を10時といたします。

それではこれより休憩に入ります。

（休憩 9：45～10：00）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。議席番号4番 桜井真茂君。

◎4番（桜井真茂君） 議長より許可得ましたので、瞬時に動く軌道がトレードマークの桜井真茂。3問についてお聞きします。中東地域における主要海上輸送路の閉鎖リスクにより、世界的に原油の供給が滞っている状況の中、石油製品に使われるナフサの供給不足が懸念されています。

他の自治体ではごみ袋の売り切れや品薄状態になっていると報道されております。川辺町において、ナフサ不足に伴うごみ袋の供給に対する影響は、現在どのような状況になっていますでしょうか。またごみ袋の値上げについてなにか検討していることはありますでしょうか。

◎議長（佐伯雄幸君） 産業環境課長 平岡善伸君。

◎産業環境課長（平岡善伸君） それでは、桜井真茂議員のご質問にお答えいたします。

現在、報道等においては、中東情勢の悪化に伴うホルムズ海峡の通航制限の影響により、原油や石油製品の供給不安が懸念されております。これにより、ごみ袋の原材料となるナフサにつきましても、原材料価格の上昇や輸入調達量の減少が懸念されているところであります。

こうした中、他の自治体では、ごみ袋の在庫不足や売り切れが発生しているとの報道もございしますが、本町におきましては現在のところ、5月末時点で可燃用ごみ袋の（大）約400箱、これは20万枚程度になります。可燃用ごみ袋の（小）約200箱、こちらは10万枚程度になります。

平均的な月間販売数から算出いたしますと、今年度末まで対応可能な在庫を有しており、当面は安定した供給体制を維持できるものと考えております。

また、ごみ袋の販売数は昨年と比較してやや増加しておりますが、町内小売店において買い占め等の動きは現時点で確認されておられません。しかし、その一方で、原油価格の上昇に伴い、ごみ袋の製作に係る原材料費は増加している状況にあります。このため、製作費の増加分につきましても、補正予算を計上し対応をお願いしているところでございます。

今後につきましても、当面の安定供給に必要な数量は確保できる見込みではありますが、国際情勢や原材料市場の動向は依然として不透明な状況にありますので、不測の事態が発生した場合に備え、代替案を含めた供給維持策についても検討してまいります。なお、家庭用ごみ袋は住民生活に直結する生活必需品であることから、物価高騰が続く中、住民負

担のさらなる増加を招かないことが重要であると考えておりますので、現時点ではごみ袋の値上げは行わない方針であります。

今後も引き続き在庫状況の把握に努めるとともに、国際情勢や原材料価格、市場の動向を注視し、安定供給の確保と住民サービスへの影響を最小限に抑えるよう努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

◎4番（桜井真茂君） 所見を述べて、次の質問に入ります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎4番（桜井真茂君） ただ今産業環境課長から在庫もあるし、値上がりした分については町負担でということだでさえ川辺町ゴミ袋高いんですね。他の市町村に比べると。中東情勢が極めて見通しがつかないような状況にある。昨日もやられた、やってやってみたいな、ある大統領が発言して1週間ぐらいでは、なんていう話もありましたけど、本当長期化しとってですね、物価は上がるはですね本当大変なことですよ。

そういった中で、本当川辺町の町民が身近に感じるごみ袋がまたさらに値上がりするか、在庫がないかっていうことはかなり心配されると思います。毎日ごみというのは出ますから、本当に今質問でとりあえずは安堵したところでございます。

次に夏の児童の下校時におけるバスの運行について町長にお尋ねをいたします。昨年、木下町長の発案で夏の下校時、小学校から自宅まで概ね2.5キロ超の児童を対象にスクールバスが運行され、マスコミでも多数報道されていまして。今年は5月にも関わらず、すでに30度を超える最高気温の日もあり、真夏にかけて更なる気温上昇が心配されるところです。過保護になってはいけませんが、炎天下の中での下校はかなり厳しいものがあるかと思えます。昨年度は、その距離、概ね2.5キロ超を目安としていしましたが、この線引きはかなり難しいものがあるかと思えます。今年の運行について町長のお考えをお聞かせください。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、桜井議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、下校時におけるバスの運行については、議会の皆さまのご理解とご協力もいただき、夏の猛暑から子どもたちの命と健康を守るため、緊急的対策として実施をいたしました。マスコミ等でも大きく取り上げていただき、保護者の皆様からも多くの反響をいただいたところでございます。

議員からもご指摘がありましたとおり、近年は地球温暖化の影響により、5月という早い時期から最高気温が30度を超える真夏日を記録するなど、熱中症のリスクは年々高まっており、私も非常に強い危機感を持っております。

近年の夏の暑さは、かつてのそれとは異なり、時に命に関わる危険なレベルに達しています。子どもたちの安全を最優先に考えることは、行政の重大な責務であると考えております。

昨年度、下校支援の対象を「下校距離おおむね2.5キロ以上の低学年児童」とした点につきましては、限られた財源や公用車を活用した物理的な制約のなかで、まずは特に健康リスクが高いと思われる児童を優先とした緊急の線引きでございました。

今年度は、昨年度の実績と課題を踏まえ、少しでも多くの児童を熱中症の危険から守るため、試行的に対象を「距離を2.5キロから2キロ以上へ」学年を「低学年から全学年の児童へ」と拡大し実施いたします。

子どもたちの命と健康を守ることは町の最優先事項でございます。今後も下校の支援のみならず、通学路における見守り活動や熱中症対策グッズの活用、学校における適切なエアコン管理や昨年度町内企業からご寄付をいただいた冷凍庫の活用など、ハード・ソフト両面から、教育委員会や地域、保護者の皆さまと一丸となって、子どもたちの命を守る対策を講じてまいりたいと考えておりますので、引き続きのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

◎4番（桜井真茂君） 所見を述べて次の質問にいきます。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎4番（桜井真茂君） 1.5キロ以上ある方ということは、かなりの方がこの炎天下の中歩かなくて済むというか、ただですね本当に1.5キロない方でも、その日の体調によってですね、どうしても今日は歩いて行くのはえらいと言う人も中にはいると思うんですけど、把握するのになかなか困るんですよね。先生が1人ずつ声をかけてって、先生たちも頑張ってるんですよ。

去年の夏なんかですね本当に氷をもってですね、途中まで行って、その氷を1個ずつ与えてるんですよ。そういった部分ももっと感謝するところでございます。そういった部分で、概ね1.5キロ。1.5キロをどうやって測って、そこでぎりぎりの子はどうするんだということになってしまいますので、臨機応変にバスを使うということをやっているっていただきたいと思います。年中通して、やはり夏っていうのはね、本当困るんですよ。

真冬なんかですと逆に長いこと歩くことから体が温まるんですよ。私も2.2キロ弱のところ多分小学校の時通っていたんですけど当時はそんな暑くなかった。今異常な暑さですよ。だから本当に何かあってからでは遅いですから、先手で行っていただきたいと考えます。

次にスポーツ少年団活動及び地域クラブ活動の送迎の現状についてお尋ねします。

先般、福島県内の高速道路で高校生が乗ったマイクロバスがガードレールにぶつかり大破する悲惨な事故が発生しました。事故の責任はどこにあるのかマスコミでも大きく取り上げられておられました。

わが町のスポーツ少年団や地域クラブ活動においても町外に遠征して対外試合を行うこともあるかと思いますが、その移動手段はどのようになっているのかお尋ねをいたします。また、万が一のときにきちんと補償される体制が整っているのかについてお聞かせください。

◎議長（佐伯雄幸君） 生涯学習課長 佐伯毅彦君。

◎生涯学習課長（佐伯毅彦君） それでは、桜井真茂議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、子どもたちのスポーツ活動が円滑に行われている背景には、多くの保護者の皆様による日常的な協力や温かいサポートがあることに、深く感謝を申し上げる次第でございます。

その上で議員のご質問である、これらの子どもたちのスポーツ活動の中で行われる遠征などの対外試合の送迎については、原則、現地集合・現地解散もしくは、保護者同士のいわゆる「相乗り」送迎が行われています。この「相乗り」送迎につきましては、法的な適合性と安全性の確保の観点から、特に次の点について周知・留意徹底を図る必要があると認識しております。

第一に、道路運送法、いわゆる「白タク行為」への抵触回避でございます。保護者間で燃料費や有料道路の通行料などの費用を精算する場合、これが「運送の対価（報酬）」とみなされないよう、実費の範囲内での頭割りに留めるなど、国土交通省のガイドラインに沿った適正な取り扱いが求められます。教育委員会といたしましては、各少年団や運営主体である川辺スポーツクラブに対し、一律の「お礼・謝金」などの徴収を避け、実費精算を徹底するよう、機会を捉えて啓発しているところでございます。

第二に、万が一の交通事故への備えと責任の所在でございます。自家用車による送迎は、原則として運行する保護者の自己責任のもとで行われるものであり、万が一の事故の際には、運転手の任意保険が適用されることが前提となります。そのため、運転者の免許証や任意保険の加入状況の事前確認、また、子どもたちや同行する保護者自身が「スポーツ安全保険」へ確実に加入していることの重要性について、各団体へ指導を行っているところでございます。

この送迎については、保護者会の自主的な活動であるため、行政や教育委員会が直接的な法的責任を負うものではないと考えておりますが、子どもたちや保護者の安全を守るという「道義的な配慮義務・指導責任」は教育委員会にもあると考えております。そのため、安全運転の啓発や保険加入の推奨など、間接的な支援・指導は積極的に行い、安全対策に万全を期してまいりたいと考えております。

子どもたちが安全に、そして安心して豊かなスポーツ活動に親しめる環境づくりに向け、保護者の皆様の過度な負担軽減にも配慮しつつ、関係団体と連携をしながら、安全管理の徹底に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

◎4番（桜井真茂君） 所見を述べて質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎4番（桜井真茂君） 町が直接的には関係ないという答弁もありましたが私も3人の子供を育て、対外試合に行くときは輪番制ですね、そこそこの距離、遠征と言っても、県を跨ぐようなことはまずなかったんですが輪番制で親御さんたちも協力していただいて、子供たちを試合会場に搬送したわけでございますけど、そういった中でもうやはりこういったことがあったらですね、もう本当ひどいんですね。

マスコミは叩くばかりなんですけど、学校側も責任逃れ、バス会社も責任逃れで、挙げ句の果てに白タク行為じゃなかったか、なんてことはその時はばんばんやっているんですけど、マスコミはやっぱ波があって、事が長引けば本当にずっと、もう今一切報道されてませんけど。

そういった部分で、やはり私たちも日頃から注意喚起してですね、確認できることはきちんと確認して、子供たちを安全に大会会場まで、輸送しなければいけない。

そういった部分には本当に親御さん、またいろんな方のご支援を賜りながらやっておるわけでございますけど、引き続き安全に子供たちの輸送に心がけていただきたいと思いますと思っています。

以上で私の一般質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で桜井真茂君の一般質問を終わります。ここで、休憩に入りたいと思います。再開時間を１０時４０分と定め、休憩といたします。それでは休憩といたします。

（休憩 １０：２０～１０：４０）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。議席番号１番 井戸三兼君。

◎１番（井戸三兼君） 川辺町における商業活性化対策について町長にお尋ねしたいと思います。いい部屋ネットの『住み続けたい街ランキング』で川辺町は全国第４位にランクインし、東海地域でNo.１となりました。この状況を町の活性化に利用しない手はありません。私たちが子供の頃は、大変賑わっていた本町商店街ですが、今は閑散としているのが実情です。この商店街の賑わいを取り戻すために、空き家対策の商業版をやったらどうでしょうか。

空き店舗の持ち主に空き店舗登録をして頂き、中川辺駅から酒屋さんに通ずる道沿いの空き店舗や本町通りの空き店舗を使って進出したい業者にアピールするのです。

そして、店舗改装費の補助や償却資産の３年間免除等の施策を通じて、はやりの新たな業種の誘致を図って、一過性の集客イベント（FUMOTO、川辺おどり・花火大会、かわべ清流レガッタ、マリンスポーツフェスティバル、民間で行われる酒蔵開放等）や、トレッキングツーリズムのお客様に、本町通りにこんな美味しい店があるよと回遊してもらう仕組みづくりをしませんか。

私は、商業活性化の観点を「一過性から継続性へ」、「点から線へ」と考えていますが、町は、こうした意見に対して如何に考えられますか、回答を求めます。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、井戸議員からのご質問にお答えいたします。

人口減少や消費行動の変化、さらにはインターネット販売の普及などにより、地方商店街を取り巻く環境は大きく変化しております。そのような中、商業活性化は本町にとって大変重要な課題であると認識しております。また近年、川辺町が「住み続けたい街ランキング」で高い評価を受けたことは、本町の自然環境や生活利便性、住民コミュニティなどが外部から評価された結果であり、この機運を町の魅力発信や地域活性化につなげていくことは大変重要であると考えております。

一方で、その評価を商業振興や新たな出店につなげていくためには、地域の実情や市場動向を踏まえながら、継続的かつ戦略的な取り組みを進めていく必要があると考えております。

議員ご提案の空き店舗登録制度の整備や店舗改装費補助、固定資産税や償却資産に対する支援策につきましては、商業振興策として一定の効果が期待できるものと認識しており、その可能性と制度化にあたっての課題の精査を図っていきたいと考えております。

まず、空き店舗対策につきましては、現在、住宅を対象とした空き家バンク制度はありますが、商業用途に特化した制度は整備されておりません。本町通りには店舗兼住宅も多く、それぞれの事情に応じた対応が必要となりますが、今後は、空き店舗の実態把握や所有者の意向調査を進めるとともに、空き店舗の有効活用を促進するための登録制度の創設についても検討してまいります。なお、店舗改装費につきましては、現在も「川辺町小規模企業者等整備補助金」により、町内で事業を開始される方への工事費補助を実施しており、引き続き制度の周知と活用促進に努めてまいります。また、固定資産税や償却資産に対する支援につきましては、新規出店の後押しとなる可能性があることから、財政面や公平性とのバランスを図りながら研究してまいります。

また議員ご指摘のとおり、本町では、FUMOTOをはじめ、川辺おどり・花火大会、かわべ清流レガッタ、マリンスポーツフェスティバル、酒蔵開放など、多くの交流イベントが開催されております。こうしたイベントによる「点」の集客を、商店街や町なかへの回遊につなげる「線」の取り組みは非常に重要であると考えております。

近年は、トレッキング需要や地域ならではの食や文化を体験したいというニーズも高まっておりますので、交流人口や関係人口の増加を地域消費へ結び付ける取り組みについても進めてまいります。

地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、まちの将来像や、本町において持続可能なビジネスモデルをどのように構築していくのかという視点も重要であります。

そのため行政だけでなく、商工会や民間事業者をはじめとする関係者の皆様と連携しながら、「一過性から継続性へ」、「点から線へ」という視点を踏まえた商業活性化施策を推進してまいります。さらに、本町の商工業振興と観光振興をより効果的に推進するため、令和9年度から、商工・観光分野を一体的に担う新しい組織体制を構築する予定です。加えて、地域資源の磨き上げや情報発信のさらなる強化にも取り組み、交流人口・関係人口の拡大と地域経済の活性化につなげてまいります。

今後も、川辺町の魅力をさらに高め、持続可能なにぎわいの創出と活力あるまちづくりの実現に向けて、着実に取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

◎1番（井戸三兼君） 所見を述べて次の質問に移ります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎1番（井戸三兼君） 総論賛成だけでも各論は難しいなという感じにとりましたけども、既存事業者との公平性という面でですね賑わいが出ればですね、既存事業者にとってもメリットになると思いますし、まず貸したい人がどのくらいあるのかそういう調査から始めていただきたいなというふうに思います。

では次の質問に移ります。福祉バスの停留所についてですが、健康福祉課長にお尋ねいたします。

1年前の一般質問において、コミュニティバスの管理主体について尋ねたところ、福祉バスの機能強化を図るため、デマンド機能の追加や近隣市町村との交通機関の連携を検討しているとのことでしたが、進捗状況はどうでしょうか。

また、福祉バスの役場前駐車場についてですが、公民館入口に変更できませんか。

現在の位置ですと、雨の日には傘を差さねばなりませんし、夏の暑さや冬の寒さにも困ります。公民館前ですと入口底の下で待ち合わせたり、中にいれば冷暖房が効いている時もありますので、交通弱者にとってはうってつけの所と思います。ぜひお考えお聞きしたいのですが如何でしょうか。

◎議長（佐伯雄幸君） 健康福祉課長 井戸陽子君。

◎健康福祉課長（井戸陽子君） それでは、井戸議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、コミュニティバスの運営管理及び利便性の高い交通手段の提供に向けた検討に関する進捗状況でございます。

交通手段の機能強化につきましては、町独自としてデマンド機能の追加をはじめとする、多様な運行方式の導入の可能性について調査・研究を重ねております。あわせて、町が主体となって運営を担うことによる、管理の効率化や町民の皆様の利便性向上につながる方策につきましても、同様に検討を進めているところであります。

近隣市町村との交通連携につきましては、美濃加茂市および加茂郡内の町村で構成される「みのかも定住自立圏」において、令和8年3月に「公共交通基本構想」をまとめ、各市町村が抱える実情や課題の整理を行いました。

現在、みのかも定住自立圏の「第4次共生ビジョン」におきまして、広域交通網の構築など、連携の実現可能性を模索するため、各市町村の担当者間において具体的な協議を開始したところであります。

町民の皆さまの声を大切に、本町における公共交通の在り方について、引き続き前向きに進めて参ります。

次に福祉バス役場前停留所の移設についてお答えします。

議員仰せのとおり、役場前停留所につきましては、役場や中央公民館等を利用される皆さまに一部ご不便をおかけしていることは十分承知しております。

この件につきましては、以前よりご指摘をいただいております「公民館入口への移設」の可能性につきまして、健康福祉課、生涯学習課、総務課の関係各課及び社会福祉協議会による合同検証を実施いたしました。

検証の結果、公民館前に停留所を移設した場合、雨天時等のしのぎやすさや施設へのアクセス向上といったメリットがある一方で、課題があることもわかりました。

1つ目は、安全面での課題です。議員よりご提案のありました公民館前は、公民館や図書室に近いことから、必然的に駐車車両が多くなります。また、利用される高齢者や小中学生などの歩行者が往来する場所であることから、駐車車両との接触やバスの動線と歩行者の交錯リスクを抱えることになります。

2つ目は、運行面の課題です。イベント開催時の臨時移設の必要性や、バスに乗車しようとする方であるかどうか運転手が判断しづらい可能性もございます。

3つ目は、公平性の課題です。当該停留所を利用される方の目的が役場もしくは公民館だけとは限りません。停留所を移設することによって、目的地までが遠くなる方もいれば近くなる方もおり、一概にどちらがよいという判断はできません。

以上のことから、町といたしましては、福祉バスの運行におきまして「安全」を最優先とし、利用者および運転手が迷うことなく安心して利用できる環境を維持することが何より重要であると考えております。なお、保健センターでの待機をご希望される方には、開

庁時間内であれば柔軟に対応させていただいておりますのでご利用いただければと思います。

今回の検討で明らかになった課題と、議員より賜りました貴重なご意見は、今後も福祉バスの運行計画を検討する際の重要な判断材料となります。町といたしまして、現状の運用において安全性の確保を最優先としつつ、可能な範囲で利用者の皆様の不安を解消できるよう努めてまいります。

本町の安全運行に対する方針につきまして、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

◎1番（井戸三兼君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許可します。

◎1番（井戸三兼君） 今ある役場前駐車場停留所についてはですね、せめて屋根ぐらいはつくれないのかなとこういうふうに思いますがいかがでしょうか。

◎議長（佐伯雄幸君） 健康福祉課長 井戸陽子君。

◎健康福祉課長（井戸陽子君） それでは役場前駐車場の屋根の設置につきまして、井戸議員のご質問にお答えしたいと思います。ご提案誠にありがとうございます。

福祉バスを利用される住民の皆様の安全と快適性を第一に考えた温かいご提言として重く受けとめております。ご要望いただきました役場前駐車場停留所の屋根の設置につきましては、慎重に検討を重ねた結果、現時点では設置を見送らせていただきたく存じます。

第一に、現在の利用環境についてでございます。停留所に隣接している保健センターでお待ちいただくことも可能であり、一定の環境は確保されているものと認識をしております。またバスの運行につきまして、定時運行を原則としてありまして長時間ですね、外でお待ちいただくことはないものと認識をしております。ないというか少ないというふうにお答えをしたいと思います。

次にですね、今後の見通しの管理上の問題でございます。屋根の設置につきましては、固定をする工事が必要となります。今後の公共交通再編等の状況に応じた、柔軟な対応が困難になる懸念がございます。また、設置基準の平準化や公平性の観点から優先的な整備については慎重にならざるをえないというふうに考えております。

以上のことからですね、現時点では現行の運用にて対応させていただきたく存じます。今回の議員のご指摘は、今後の福祉バス運行計画を見直す際の大切なご提案だと認識しております。住民の皆様が安心して利用できる環境づくりに努めて参りたいと思いますので、何卒ご理解ご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

◎1番（井戸三兼君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎1番（井戸三兼君） 美濃加茂市と連携してやるということも絡んでくるからなかなか難しいということだろうと思いますけれども、私も駐車場で待っている方をですね、尋ねて質問をしようかなと思っていたんですが、なかなかそこに待っておられる方がいらっしゃらないし、一日中ついとるわけにいきませんし、折を見て待っている人に意見を聞きたいなと思っていましたが、そのうち聞いておきたいと思います。

乗る人は非常に少ないんですよ。アンケート用紙か何かを、バスの中に置いてですね
どういう目的で、どこへ行か行かれるのか、どういうことが不便なのかとか、そういうア
ンケート様式なんかを置いてですね意見を聞くのがまず先かなと思います。

以上で、質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で、井戸三兼君の一般質問を終わります。傍聴席に言います。
声がちょっと聞こえますので、よろしくお願いします。次に、議席番号7番 市原敬夫君。

◎7番（市原敬夫君） 議長より許可をいただきましたので、高齢化時代における福祉政
策について質問をいたします。

少子高齢化が進行する中で、政府は少子化対策として、子育て世帯に対する手当での支
給や、高校の授業料無償化など、こども家庭庁を中心に支援策が講じられていることは大
変ありがたいことであります。川辺町におきましても、子育て支援や夏の熱中症対策とし
ての下校支援、おむつ支給などいろいろな支援が行われています。

一方、高齢者支援策については、諸施策がなされているものの、現役世代への負担軽減
等の問題から後期高齢者の医療費の自己負担率の見直しなど厳しい状況にあります。特に
医療費の自己負担率の見直しは、受診者の医療機関への受診控えなどにもつながり、健康
維持の面からも心配であります。

川辺町も人口の約1/3が65歳以上の高齢者であり、年々増加しています。医療費など
社会福祉費の抑制からも高齢者の皆さんが、いつまでもお元気で過ごしていただくことが
大事だと思います。

そのためこれまでも高齢者の生き甲斐対策をはじめ、高齢者に関する質問や提案をさせ
て頂きましたが、改めて次の4点について川辺町の考え方や高齢化時代における高齢者に
対する福祉政策について具体的に質問いたします。

① 高齢化時代における高齢者に関する福祉政策について

はじめに町長にお聞きします。高齢化が進む中で、これからの高齢者に対する福祉政策
の取り組みについてのお考えをお聞かせください。

② 高齢者の社会参加とシルバー人材センターへの支援について

高齢者のみなさんが、住み慣れた地域で、健康で生き甲斐をもって暮らしていただくた
めには、社会参加や就労機会の確保が重要であると考えます。その中で、シルバー人材セ
ンターは、高齢者がこれまで培ってこられた知識や経験、技能を生かしながら地域で活躍
できる場であるとともに、仲間づくりや生きがい、健康増進にもつながる重要な役割を担
っていると考えます。

現在シルバー人材センターでは、草刈りや庭木の剪定、公共施設を中心とした清掃作業
などを中心に30人ほどの方が活動しておられますが、作業の中には、高齢者には体力的
に厳しいものもあると聞いております。

今後、高齢化がさらに進む中で、高齢者の社会参加と生きがいを推進するため、町とし
て、シルバー人材センターをどのように位置づけ、どのような支援や連携、環境づくりを
考えてみえるのか伺います。

③ 高齢者の健康管理について

先ほども触れましたように、高齢者の方が、心身共にいつまでも健康で過ごしていただ
くことが、結果として、医療費など社会福祉費の削減にもつながる事が考えられます。現

在、保健センターで高齢者のための健康診断や健康相談を実施して頂いておりますが、検査項目が限られており、その利用実績は、19%前後と決して高くはありません。高齢者が、自身の健康管理のため、またこの制度の利用拡大のために、医療機関との連携などによってその受診項目を増やすことについて、どのようにお考えか伺います。

また、75歳未満には国民健康保険の事業として、人間ドック等の受診料一部補助制度がありますが、75歳以上の後期高齢者の健康診断（人間ドック）などに対する受診料補助についてはありません。

高齢者の健康管理や、早期発見、早期治療、病気予防のためにも、後期高齢者の人間ドック等に対する受診費用の一部補助について必要と考えますがどのようにお考えか伺います。

④ 補聴器購入費用の一部補助について

年齢を重ねることによる高齢者の身体機能の低下の一つに聴力の低下があります。聴力の低下は、人との交わりも消極的になり、情報が入りづらくなることで、認知症の要因にもなっています。また、周囲の音が聞こえづらくなることにより交通事故の危険性も高まります。

そのため、日常生活を豊かにする手段のひとつに、補聴器を着用することが有効だと考えますが、補聴器にはいろいろな種類があり、価格も幅広いものとなっています。

高齢の方が、生き生きと積極的に地域活動や日常生活を送ってもらうためにも、また社会の一員としてご活躍いただくためにも、補聴器購入代金の一部補助が必要だと考えますが、町の考えを伺います。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） それでは、市原議員のご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、本町では少子化対策として、安心して子育てができる環境づくりに努めております。

一方で、65歳以上の高齢者の割合は、今後も増加していく見込みであり、医療費や介護給付費といった社会福祉費の増大は、町財政にとっても大きな課題であります。また、後期高齢者の自己負担の見直しは、高齢者の皆様の健康維持や受診行動に影響を及ぼしかねない問題であります。

高齢者の皆さまが心身ともに健康で、生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らしていただくことは、社会保障制度の持続可能性だけでなく、町全体の活力を保つうえでも非常に重要であると考えております。

今回、議員からいただきました4つのご質問につきましても、このような考え方を踏まえ、私および各担当課から順次、答弁させていただきます。

それでは、議員ご質問の1点目「高齢化時代における高齢者に関する福祉政策について」お答えいたします。

先ほども触れましたが、高齢者の皆さまが心身ともにいつまでも健康で社会とのつながりや生きがいを持ち、お元気に暮らしていただく「健康長寿」こそが重要であると考えております。そのため、町としましては施策の柱として、次の3点を重視してまいります。

第一に、「高齢者が活躍できるまちづくり」です。

高齢者の皆さまは、豊かな知見と経験を地域に活かしていただく「主役」であると捉えております。そのため、就労やボランティア、地域の維持活動など、個々の能力に応じた多様な社会参加の機会を広げ、皆さまが地域社会の一員として輝ける環境を整えてまいります。

第二に、「高齢者が元気になる場」の創出です。

家に閉じこもらず、気軽に外へ出かけ、交流を楽しみながら心身の健康を維持できる居場所づくりに努めるとともに、軽スポーツをはじめとした運動など、高齢者の方がそれぞれの体力に合わせて、気軽に体を動かせる環境の整備に努めてまいります。

第三に、そうした交流の拠点として「公園」の利活用を推進いたします。

身近な公園を単なる憩いの場にとどめず、健康づくりの拠点や多世代が自然に交流できるコミュニティの場として機能強化し、高齢者の皆さまに親しんでいただけるよう整備を進めてまいります。

引き続き、保健・医療・福祉が一体となった重層的な支援体制を構築し、活力あふれる「健康長寿のまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。なお、2点目以降のご質問については、各担当課より答弁申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） 住民課長 井戸績君。

◎住民課長（井戸績君） それでは、議員ご質問の3点目「高齢者の健康管理について」住民課からお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、高齢者の皆さまの健康増進や疾病の重症化予防は、高齢者の皆さまが心身ともに健康で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていただく、生活の質、いわゆる「ＱＯＬ（クオリティ・オブ・ライフ）」の向上のみならず、社会保障費の適正化の観点からも大変重要であると認識しております。

本町では、後期高齢者医療制度に基づき後期高齢者健診を実施しております。健診項目につきましても、国が推奨する項目に加え、必要に応じて心電図検査も実施しております。これに生活習慣病の早期発見と重症化予防に努めてございます。また、健診を受けて終わりとするのではなく、必要な医療や生活習慣の見直し、介護予防等につなげていくことが重要であるとの考えから、健診後には、健診結果に応じて医療機関への受診勧奨を行うとともに、健康相談や保健指導などを通じて、一人ひとりの健康状態や生活状況に合わせた支援に努めております。

健診受診率については19%前後で推移しておりますが、後期高齢者の約98%が日常的・継続的に医療機関を受診している状況もあり、数値以上に健康状態の把握はなされているものと認識しております。また、国の指針では、後期高齢者につきましては生活習慣の改善よりも「フレイル予防や介護予防」が重要視されております。

そのため、現時点では、医療機関の負担や費用対効果も考慮し、町独自の健診項目の拡充は慎重に判断すべきであると考えております。また、人間ドック等の受診費用の一部助成につきましては、健康管理や疾病の早期発見の観点から有効な面がある一方で、現在実施している後期高齢者健診や、かかりつけ医等による継続的な健康管理との役割分担、対象者の範囲、助成額、受診機会の公平性、町の財政負担、費用対効果、近隣自治体の動向など、総合的に勘案し慎重に研究してまいりたいと考えております。

今後も、高齢者の皆さまが、住み慣れた地域で健康で自立した生活を長く続けていただけるよう努めてまいります。

以上、3点目の質問に対する答弁とさせていただきます。

◎議長（佐伯雄幸君） 健康福祉課長 井戸陽子君。

◎健康福祉課長（井戸陽子君） 議員ご質問の2点目「高齢者の社会参加とシルバー人材センターへの支援について」及び、4点目「補聴器購入費用の一部助成について」の2点につきまして、健康福祉課からお答えいたします。

はじめに、「高齢者の社会参加とシルバー人材センターへの支援について」でございます。高齢化が進む中、高齢者の皆さまが住み慣れた地域で健康に、生きがいを持って暮らしていただくことは、本町の高齢者福祉施策を進めるうえで大変重要であると考えております。

そのため本町では、介護予防や健康づくりに加え、地域活動や就労を通じた社会参加の推進を図り、高齢者の健康寿命の延伸や生きがいづくりにつながる施策に取り組んでおります。

議員ご指摘のシルバー人材センターにつきましては、高齢者の皆様が、これまで培ってこられた知識や経験、技能を活かしながら地域社会で活躍できる場であるとともに、仲間づくりやコミュニケーションの機会、生きがいづくりや健康増進にもつながる重要な役割を担っているものと認識をしております。

また、公共施設の清掃や草刈りなど、地域社会を支える活動にもご尽力いただいております。地域にとっても大切な存在であると考えております。

一方で高齢化の進展に伴い、会員の高齢化や作業内容の多様化などの課題もあるものと認識しております。町といたしましては、今後もシルバー人材センターとの連携を図りながら、高齢者がそれぞれの経験や能力に応じて無理なく活躍できる環境づくりや、社会参加・生きがいづくりにつながる取組を進めてまいりたいと考えております。

つづきまして、「補聴器購入費用の一部助成について」でございます。

高齢者の聴力低下の原因はいくつかありますが、その多くは加齢に伴って生じる聴力の低下であり、一般的には高音域の聞き取りが困難になる傾向があるとされています。

聞こえを補うものとして補聴器がありますが、本町におきましては、聴覚に関する身体障害者手帳をお持ちの方に対し、補装具費支給制度により、補聴器の購入等に係る支援を行っております。

一方で、身体障害者手帳の交付対象とならない方につきましては、現在、本町独自の補聴器購入費助成制度はなく、購入費用は自己負担となっております。これまでも、身体障害者手帳をお持ちでない方から補聴器購入に関するお問い合わせをいただくことがありますが、現行制度ではご希望に添えない状況でございます。

議員ご指摘のとおり、聴力の低下は、単に音が聞こえなくなるということだけでなく、人との交流や外出に消極的になることで、社会参加の機会が減少し、心身の健康に影響を及ぼすことが懸念されます。また、耳からの情報が得にくくなることにより、認知症のリスクや交通安全上の課題との関連も指摘されております。

高齢者が地域で生き生きと活動し、積極的に社会参加を続けていただくためには、「聞こえの確保」は重要な課題であると認識しております。聞こえの改善により、地域活動や趣

味、ボランティア活動などへの参加が促され、介護予防や地域全体の活力向上にもつながるものと考えております。

県内におきましても、身体障害者手帳を所持していない方を対象に、補聴器購入費の助成制度を実施している市町村があるということも承知しております。

本町におきましても、高齢者の社会参加を支える観点から、対象者の範囲、所得要件、助成額、財政負担などの課題を整理し、補聴器購入助成制度の導入につきまして、前向きに検討してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

◎7番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎7番（市原敬夫君） 高齢化が進み、高齢者が川辺町の人口の3割を超える中で、高齢者の方がいつまでもお元気で活躍いただける環境を整備することは重要な施策の1つであると考えており、住み続けたいまちの1つに、高齢者の皆さんも社会の一員として、活躍し、いつも笑顔で安心して過ごしていただくことも重要であると考えます。そして、子供からお年寄りまで笑顔はじける、そんなまちづくりをみんなで作り上げていくことを切望し、質問を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で市原敬夫君の一般質問を終わります。議席番号9番 櫻井芳男君。

◎9番（櫻井芳男君） 子供たちが帰って寂しい中で質問をさせていただきます。最近、高齢化が進み自治会活動の継続が困難になったため、組もしくは班が解散し、自治会を脱会した事例が発生しております。

このような状況の中、自治会組織の重要性は共有されているものと思いますが、これまでの答弁を踏まえ、現在までにどのような具体的な対応が為されてきたのかお聞きします。

① 令和5年第2回定例会一般質問での答弁で、「自治会組織への加入はあくまで任意のものであり～、加入促進に努めて参りたいと～」との答弁がございました。その後、加入促進に向け、どのような取組を進めてこられたのかお聞きいたします。

② 令和7年第3回定例会で同僚議員が一般質問で、「自治会の負担軽減や資金援助を進め、持続可能な運営を支援していく方針です」との答弁がございました。これまで実施した具体的な支援策をお聞きいたします。

③ この問題は何も川辺町だけのものではありません。ある大学の教授の指摘に「重層的な地域コミュニティの仕組みを再構築する総合調整役を市町村が担うべきである」とありました。市町村と言えば執行部だけではなく議会も入ります。そこで、この自治会問題を執行部・議会と共同で取り組みませんか。例えば勉強会などで、自治会の在り方、未加入世帯の加入促進等、問題点を調査・検討し、新しい地域コミュニティ創りを提案したいと思っております。

◎議長（佐伯雄幸君） 参事兼総務課長 鈴木秀樹君。

◎参事兼総務課長（鈴木秀樹君） それでは、櫻井芳男議員のご質問にお答えいたします。

本町におきましても、高齢化の進行に伴い、組、班の解散や自治会からの脱退といった事例が発生していることは重く受け止めております。

一方で、時代の変化により、自治会の役割や存在価値そのものが、従来とは、異なる形へと変容しつつあることも事実です。住民の価値観や生活様式が多様化する中で、時代に即した地域コミュニティの姿を検討していく必要があると考えております。

以上の状況や、これまでの答弁を踏まえまして、3点のご質問について順にお答えいたします。

自治会加入促進に向けた取り組みにつきましては、これまでの答弁でも申し上げましたとおり、自治会への加入はあくまで住民の皆様の自主的な判断によるものであり、行政としてできることには限界があります。その中でも加入促進に向け、次のような取り組みを進めてまいりました。

まず、転入手続きの際に自治会の加入促進チラシを配布し、自治会の役割や必要性について周知を図っています。また、区長や組長、住民の方々から寄せられる自治会加入に関する悩みや相談に対して、助言や提案を行うなどの支援も実施しております。さらに、毎年、区長を対象としたアンケート調査を行い、自治会員の減少をはじめとする様々な課題を把握し、必要な支援策の検討に役立てています。

行政として自治会の必要性をお伝えすることはできますが、加入を強制することはできません。最終的には、住民の皆さんが「自治会に入ろう」と思える地域づくりこそが重要であると考えております。

次に、自治会の負担軽減、資金援助の具体的支援策についてです。

負担軽減に向けては、次のような支援策を行っています。まず、区長配布の負担を軽減するため、町からの文書配布は、可能な限り各戸配布ではなく回覧による方法へと切り替えています。また、区長会長の負担が大きいとのご意見を受け、令和7年度の区長会において、区長会長の職を置かないことを決定しました。その他、町から依頼する役員数を減らすなど、負担軽減に向けた取り組みも検討しています。

資金面の支援策としては、自治会が管理する公民館の修繕や設備更新について、補助対象の拡大を含む制度の見直しを行いました。

以上のような、支援策を講じておりますが、自治会の運営そのものを行政が代わって担うことはできません。しかし、行政の支援がなくとも自治会内部で解決できる負担軽減策であれば、構成員の皆さんが主体的に検討し実行することが可能です。ご相談いただければ、内部運営に直接関与することはできませんが、助言や提案は可能であると考えております。

次に、自治会問題への執行部、議会の共同取り組みについてです。

ご紹介のありました大学教授の「重層的な地域コミュニティの仕組みを再構築する総合調整役を市町村が担うべきである」との指摘は、現代の地域課題を踏まえた重要な視点であると認識しております。

自治会の在り方については、従来の枠組みだけでは対応が難しい場合もあります。執行部と議会が共同で現状把握や課題整理を行い、新しい地域コミュニティの姿を検討していくことは、町としても前向きに受け止めております。

今後も議会とも協議を重ね、共同で取り組むための枠組みづくりについて、調整してまいりたいと考えております。

冒頭でも申し上げましたとおり、時代の移り変わりにより自治会の在り方は変化しています。行政としては、可能な限りの支援を行いながら、自治会の皆さんが主体的に活動できる環境整備に努めてまいります。

以上答弁とさせていただきます。

◎ 9 番（櫻井芳男君） 議長、再質問を 1 つお願いします。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎ 9 番（櫻井芳男君） 今答弁がございましたので、町長も共有の認識をされていると思うんですが、町長のお言葉でご披露いただけたらと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） 町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 私の思いということでございますが、私もですね、自治会の消滅の危機というのはこれはもう地域、社会の危機であって、行政上の危機であるというふうに重く受けとめてございます。

ただしこの自治会というものがですね決してこの行政機能を補完するような組織ではなくて、地域の共助の核となるような、自立したしっかりとした組織であるべきであると、こういうふうに考えてございます。

そんな中でですね、町としましては管理者みたいな形ではなくて、協働するパートナーとして、しっかりこの自治会と向き合いながらともに考えていく必要があるというふうに考えております。その考えの上のもとで、自治会運営は大変困難な状況であるというふうに考えておりますので、この存続を決して諦めることなく、まさにパートナーとしてともに考えながら、時にはサポートし助言という立場を持ってこの存続をともに考えていきたいと、こういう考えでございます。

◎ 9 番（櫻井芳男君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（佐伯雄幸君） それを許します。

◎ 9 番（櫻井芳男君） この自治会の問題非常に難しい問題でございまして、一石二鳥で解決する問題ではないという認識が十分しております。我が地元のことをお話しますと、西柘井地区の 19 組ある中で 7 組が解散をいたしました。5 件という非常に少ないところでしたけれども、そこで高齢化ということもありまして、解散をしたいということで、当時の区長が許可を出した次第です。そのような中で、川辺町の住みやすい町とか、いろんなことを方向を出せば、こういうことは重要なことで、皆さんが、先ほど町長が言われたけれども共有といいますか、共助といいますか、そういうような認識でまちを、続けなければ、住みやすい町にはならないというふうに思いますので、今後も議会も含めて、検討し、一番今の時代に即した、自治会を構築するような考えを進めたいというふうに思いますので、皆さんの協力もお願いしたいと思います。以上で終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） 以上で櫻井芳男君の一般質問を終わります。これで一般質問は終わりました。ここで休憩に入ります。再開時間を 40 分といたします。それまで休憩といたします。

（休憩 10：30～10：40）

◎議長（佐伯雄幸君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第２ 議案第２２号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第９ 議案第２９号「令和８年度川辺町下水道事業会計補正予算（第１号）」までの８件を一括議題といたします。

ただ今、議題といたしました８件につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長に審査の結果ならびに経過について報告を求めます。総務委員会委員長 櫻井芳男君。

◎総務委員長（櫻井芳男君） 議長より、報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果ならびに経過についてご報告いたします。

総務委員会に付託されました、議案第２２号から議案第２９号までの審査結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり。

議案第２２号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」

議案第２３号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」

議案第２４号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」

議案第２５号「川辺町第６次総合計画基本構想を定めることについて」

議案第２６号「令和８年度川辺町一般会計補正予算（第１号）」

議案第２７号「令和８年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第１号）」

議案第２８号「令和８年度川辺町水道事業会計補正予算（第１号）」

議案第２９号「令和８年度川辺町下水道事業会計補正予算（第１号）」

本委員会は、付託されました議案第２２号から議案第２９号までの議案につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された８件について、６月３日から審査を開始し、町長及び担当課長等の説明を受け、延べ１９件余りの質疑に対する応答を行いました。

６月４日に討論、採決を行った結果、報告書にありますとおり、いずれの議案についても全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（佐伯雄幸君） ご苦労様でした。これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで、委員長報告に対する質疑を終わります。これより、案件ごとに議題とします。

議案第２２号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第２２号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第２２号「川辺町議会議員及び川辺町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２３号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第２３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第２３号「川辺町附属機関設置条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２４号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第２４号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第２４号「川辺町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２５号「川辺町第６次総合計画基本構想を定めることについて」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから議案第２５号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第２５号「川辺町第６次総合計画基本構想を定めることについて」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２６号「令和８年度川辺町一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから議案第２６号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第２６号「令和８年度川辺町一般会計補正予算（第１号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２７号「令和８年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから議案第２７号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第２７号「令和８年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第１号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２８号「令和８年度川辺町水道事業会計補正予算（第１号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから議案第２８号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第２８号「令和８年度川辺町水道事業会計補正予算（第１号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第２９号「令和８年度川辺町下水道事業会計補正予算（第１号）」を議題といたします。これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。これから議案第２９号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって議案第２９号「令和８年度川辺町下水道事業会計補正予算（第１号）」は委員長の報告のとおり可決されました。

本定例会開催中に、町長から、議案第３０号「令和８年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第２号）」が、議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第１として、議案第３０号「令和８年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第２号）」を追加日程第２として、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。したがって、議案第３０号「令和８年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第２号）」、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。資料を配りますので、暫くお待ちください。

◎議長（佐伯雄幸君） 追加日程第1 議案第30号「令和8年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。本案についての、説明を求めます。町長 木下宙君。

◎町長（木下宙君） 議案第30号「令和8年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、既定の予算額に64万4,000円を追加し、予算総額を10億1,046万7,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、令和8年4月3日付で、介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和8年8月から補足給付の負担限度額が見直されることに伴い、負担限度額証の様式改正をはじめ、その他帳票の修正等に対応するため介護保険システムの改修経費を追加するものでございます。

なお、今回の補正に伴う財源の不足額は、繰入金増額で対応させていただいております。以上、補正予算議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（佐伯雄幸君） これより、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案の通り決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。従って、議案第30号「令和8年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は原案の通り可決されました。

追加日程第2「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。申出書の朗読は省略します。お諮りします。

議会運営委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

◎議長（佐伯雄幸君） 異議なしと認めます。従って、議会運営委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶を頂きます。

◎町長（木下宙君） 議会定例会の閉会にたりまして、一語ご挨拶を申し上げます。

今定例会において上程いたしました各議案について、議員各位には連日にわたり熱心かつ建設的なご審議を賜り、改めて深く感謝申し上げます。

社会情勢が大きく変化する中、本町におきましても、地域経済、防災、福祉、子育て支援など、多くの課題に的確に対応していく必要があります。引き続き、議員各位のお力添

えを賜りながら、町民の皆様とともに、活力あるまちづくりを進めて参りたいと考えております。

また、議会運営に際しまして、円滑な進行にご尽力いただいた、議長をはじめ議員各位に重ねて御礼申し上げます。執行部一同、引き続き誠心誠意町政に取り組んで参る覚悟でございます。

結びに、議員各位の今後ますますのご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長（佐伯雄幸君） これをもちまして、令和８年第２回定例会を閉会といたします。

（閉会 １２時００分）